

今週のテーマ

1. 一週間のまとめ
 - (1) 与党陣営の動き
～国会 炭化水素法の改定を承認
恩赦法、Helicoide 用途変更～
..... 1p
 - (2) 野党陣営の動き
～MCM 氏 恩赦法は圧力のおかげ～
..... 3p
 - (3) 外国の動き
～米 ベネ空域を解放、米大使到着～
..... 3p
 - (4) 今週、来週の主なイベント
..... 4p
 - (5) 債券の元利不払い状況
..... 5p
2. 制裁ライセンス No.46
のポイント要約
..... 6p
3. 制裁ライセンス No.46 の日本語訳
..... 9p

債券指標の動き

4. ベネズエラ債券・経済指標の増減
..... 11p

カントリーリスク分析



(写真) @jorgepsuv

“デルシー・ロドリゲス暫定大統領（左）、
ホルヘ・ロドリゲス国会議長（右）兄妹主導の改革進む”

一週間のまとめ（2026年1月25日～1月31日）

- (1) 与党陣営の動き
～炭化水素法の改定を承認、恩赦法、Helicoide 用途変更～

今週もベネズエラでは多くの特筆すべき動きがあった。

1つ目は、炭化水素法の改定について。

1月29日 国会は炭化水素法の改定についての議論（第2セッション）を実施。同法案は全会一致（野党議員を含む）で承認された。同日、デルシー・ロドリゲス暫定大統領は改定された炭化水素法に署名。新たな炭化水素法は近日中に公開されることになるだろう。

なお、現時点で報じられている改定内容は「[ウィークリーレポート No.443](#)」を参照されたい。

POINT

暫定大統領 改定され

た炭化水素法に署名。

政治犯を解放する趣旨

の恩赦法の発効を提

案。

収容施設 Helicoide を

文化施設に転用すると

発表。

2つ目は、恩赦法（Ley de Amnistía General）の提案。

1月30日 ロドリゲス暫定大統領は、ベネズエラの政治混乱を緩和するために、1999年以降に生じた政治的な衝突を理由とする拘束者を解放する趣旨の恩赦法の発効を提案した。

ロドリゲス暫定大統領は、国会で恩赦法の議論を進めるよう要請。彼女の兄であるホルヘ・ロドリゲス国会議長の指揮の下で迅速に議論が始まる事が予想される。

なお、一般的に恩赦法では「殺人」「公金の汚職」「麻薬取引」「深刻な人権侵害行為」は恩赦の対象外になるとされており、全ての政治犯が恩赦の対象になるわけではないと思われる。

3つ目は、Helicoide の文化施設としての活用。

Helicoide はカラカス（San Pedro）に位置する SEBIN の収容施設。Helicoide は1950年代に建設が始まり、当初はショッピングセンターやホテルを含む複合施設として使用される予定だった（正確には現在も未完成）。

しかし、工事は中断と再開を繰り返し、1980年代から治安部隊の拠点として使用されるようになり、2015年頃からは犯罪者の収容施設として使用された。

そして、Helicoide は拷問施設との批判を受け、マドゥロ政権の人権侵害の象徴とも言える世界的に悪名の高い施設となっていた。

1月30日 ロドリゲス暫定大統領は、この Helicoide の収容施設として機能を停止し、「文化・社会・スポーツ・商業など一般市民のための施設として使用する」と発表した。

なお、1月6日 トランプ大統領は「カラカスの中心部には人々が拷問にかけられていた施設があった」「拷問室の閉鎖プロセスが進んでいる」とコメントしていた（[「ベネズエラ・トゥデイ No.1315」](#)）。

この発言の通り、Helicoide の閉鎖が決定したと言えるだろう。

POINT

**米国 ベネズエラ石油
産業の制裁ライセンス
を発行。**

**米国大使 ベネズエラ
に到着。**

**米航空当局 ベネズエ
ラ空域の危険情報を解
除。**

(2) 野党陣営の動き ～MCM 氏 恩赦法は圧力のおかげ～

野党については特筆するような動きはない。

政治犯の解放を強く訴えているマリア・コリナ・マチャド氏(以下、MCM)は、恩赦法の提案および Helicoide を文化施設として利用するとの発表を受けて、「当然ながら彼らが自発的にこのような発表をすることはない」「米国による圧力のおかげ」と評価した。

また、政治犯の解放が進んでいる点について「今も700人の政治犯が拘束されている」と指摘。「全ての政治犯が家族の元に帰れることを望んでいる」との見解を示した。

なお、ロドリゲス暫定政権による運営について「彼らに残っているのは抑圧システムだ」「このシステムが消えれば強権政治は終了する」「政権の抑圧システムは野蛮で、多くの犯罪組織の利益を擁護してきた」と指摘している。

(3) 外国の動き ～米 ベネ空域を解放、米大使到着～

今週の特筆すべき動きは、米国がベネズエラの石油産業に関する制裁ライセンスを発行したことだろう。本テーマについては、本稿「[2. 制裁ライセンス No.46 のポイント要約](#)」で紹介している。

また、1月31日に Laura F. Dogu ベネズエラ担当米国臨時大使がベネズエラに到着した。Dogu 大使は、SNS で「ベネズエラに到着した」「我々は仕事をする準備ができている」と投稿。



米国政府がベネズエラ国内で本格的に外交業務を再開するきっかけになると言える出来事である。

1月29日にはトランプ大統領がベネズエラの空域を解放すると発表。「米国連邦航空局 (FAA)」もベネズエラ空域の警戒情報を解除した(「[ベネズエラ・トゥデイ No.1325](#)」)。

1、2カ月内にはベネズエラ空路は正常化することになるだろう。

(4) 今週、来週の主なイベント

1月27日 ロドリゲス暫定大統領は、トランプ大統領と電話で協議を行ったことを明らかにし、同協議の結果、米国にあるベネズエラ政府の凍結資産の凍結を解除することで合意したと発表した。

ロドリゲス暫定大統領によると、凍結が解除された資産はベネズエラの医療分野、電力分野、国内のガス産業の設備投資のために使用されるという（「[ベネズエラ・トゥデイ No.1324](#)」）。

凍結解除された金額については明言されていないが、25年9月時点で米国のPondi検事総長は、「これまでに差し押さえたマドゥロ政権関係者の汚職資産は7億ドル」と言及していた。少額ではないが、山積するベネズエラの問題を解決するには全然足りない金額だろう。

表： 1月25日～1月31日に起きた主なイベント

| 日付 | | 内容 |
|----|-------|---|
| 1月 | 25日 日 | |
| | 26日 月 | 暫定大統領 米国にある凍結資産の凍結解除を発表 |
| | 27日 火 | |
| | 28日 水 | |
| | 29日 木 | 国会 炭化水素法の改定案を承認、暫定大統領署名 OFAC 制裁ライセンスNo.46発行、条件付きで石油産業の制裁を緩和 FAA ベネズエラ空域の警戒情報を解除 |
| | 30日 金 | 暫定大統領 Helicoideを文化施設として利用すると発表 暫定大統領 恩赦法を提案 |
| | 31日 土 | ベネズエラ米国代表大使 ベネズエラに到着 |

表： 2月1日～2月8日に予定されている主なイベント

| 日付 | | 内容 |
|----|------|----|
| 2月 | 1日 日 | |
| | 2日 月 | |
| | 3日 火 | |
| | 4日 水 | |
| | 5日 木 | |
| | 6日 金 | |
| | 7日 土 | |
| | 8日 日 | |

(5) 債券の元利不払い状況

 表：ベネズエラ債券の債務不履行額（1月30日時点） （単位：100万ドル）

| 種類 | 債券 | 満期 | 利率 | 各年利払日 | 元本 | 利息 | 合計 |
|--------------|----------|-----------|------------|------------|--------|----------|----------|
| 国債 | 国債19 | 19年10月13日 | 7.75% | 4/13 10/13 | 2,495 | 1,643.6 | 4,138.6 |
| | 国債24 | 24年10月13日 | 8.25% | 4/13 10/13 | 2,495 | 1,749.6 | 4,244.6 |
| | 国債25 | 25年4月21日 | 7.65% | 4/21 10/21 | 1,600 | 1,040.4 | 2,640.4 |
| | 国債26 | 26年10月21日 | 11.75% | 4/21 10/21 | 3,000 | 2,996.3 | 5,996.3 |
| | 国債23 | 23年7月5日 | 9.00% | 1/5 7/5 | 2,000 | 1,620.0 | 3,620.0 |
| | 国債28 | 28年5月7日 | 9.25% | 5/7 11/7 | 2,000 | 1,572.5 | 3,572.5 |
| | 国債18 | 18年12月1日 | 7.00% | 6/1 12/1 | 1,000 | 595.0 | 1,595.0 |
| | 国債20 | 20年12月9日 | 6.00% | 6/9 12/9 | 1,500 | 720.0 | 2,220.0 |
| | 国債34 | 34年1月13日 | 9.38% | 1/31 7/13 | 1,500 | 1,195.3 | 2,695.3 |
| | 国債31 | 31年8月5日 | 11.95% | 2/5 8/5 | 4,200 | 4,015.2 | 8,215.2 |
| | 国債18 | 18年8月15日 | 13.63% | 2/15 8/15 | 300 | 327.0 | 627.0 |
| | 国債18F | 18年8月15日 | 13.63% | 2/15 8/15 | 752 | 819.7 | 1,571.7 |
| | 国債22 | 22年8月23日 | 12.75% | 2/23 8/23 | 3,000 | 3,060.0 | 6,060.0 |
| | 国債27 | 27年9月15日 | 9.25% | 3/15 9/15 | 4,000 | 2,960.0 | 6,960.0 |
| | 国債38 | 38年3月31日 | 7.00% | 3/31 9/31 | 1,250 | 700.0 | 1,950.0 |
| グレースピリオド満了未払 | | | | | 31,092 | 25,014.5 | 56,106.5 |
| 種類 | 債券 | 満期 | 利率 | 各年利払日 | 元本 | 利息 | 合計 |
| PDVSA債 | PDVSA26 | 26年11月15日 | 6.00% | 5/15 11/15 | 4,500 | 2,295 | 6,795.0 |
| | PDVSA24 | 24年5月16日 | 6.00% | 5/16 11/16 | 5,000 | 2,550 | 7,550.0 |
| | PDVSA21 | 21年11月17日 | 9.00% | 5/17 11/17 | 2,394 | 1,831 | 4,225.4 |
| | PDVSA35 | 35年5月17日 | 9.75% | 5/17 11/17 | 3,000 | 2,486 | 5,486.3 |
| | PDVSA220 | 22年2月17日 | 12.75% | 2/17 8/17 | 3,000 | 3,251 | 6,251.3 |
| | PDVSA27 | 27年4月12日 | 5.38% | 4/12 10/12 | 3,000 | 1,371 | 4,370.6 |
| | PDVSA37 | 37年4月12日 | 9.75% | 4/12 10/12 | 1,500 | 1,243 | 2,743.1 |
| | PDVSA22 | 22年10月28日 | 6.00% | 4/28 10/28 | 3,000 | 1,620 | 4,620.0 |
| | PDVSA20 | 20年10月27日 | 8.50% | 4/27 10/27 | 1,684 | 1,288 | 2,971.9 |
| グレースピリオド満了未払 | | | | | 27,078 | 17,935.8 | 45,013.6 |
| 電力債18 | 18年4月10日 | 8.50% | 4/10 10/10 | 650.0 | 442.0 | 1,092.0 | |
| グレースピリオド満了未払 | | | | | 650.0 | 442.0 | 1,092.0 |
| 合計 | | | | | 58,820 | 43,392 | 102,212 |

(出所) Av Security よりベネインベストメント作成

POINT

GL46 で許可される内容は広範囲にわたる。

ただし、GL46 は適用される対象が「2025年1月29日以前に設立された米国司法区域で設立した法人」に限定されている。

2. 制裁ライセンス No.46 のポイント要約

1月29日 米国の「外国資産管理局 (OFAC)」は、ベネズエラ石油産業への制裁を緩和する趣旨の「制裁ライセンス No.46 (以下、GL46)」を発行した。

「[2. 制裁ライセンス No.46 のポイント要約](#)」では、GL46 の特徴や要点をまとめて解説し、「[3. 制裁ライセンス No.46 の日本語訳](#)」では、GL46 の日本語訳を紹介したい。

(1) GL46 で許可されている内容

GL46 は、ベネズエラ政府、PDVSA、PDVSA 関係会社とのベネズエラ原油取引（原油の引き揚げ、輸出、再輸出、販売、再販売、供給、保管、マーケティング、購入、引き渡し、輸送、原油の精製に通常付随し、かつ必要な取引）を許可している。

これらの取引に付随して発生する船舶のチャーター、海上保険および P&I（船主責任保険）の手配、ベネズエラ政府機関が運営する港湾・ターミナル運営関連サービスの手配、輸送、物流関連業務なども許可される。また、（商業的に合理的であれば）原油、希釈剤、精製石油製品のスワップ取引も許可される。

基本的に許可されている内容はかなり広いと言えるだろう。

(2) GL46 の適用対象と条件

ただし、GL46 の適用対象になるには、いくつかの条件がある。

1つ目は「対象になる法人の所在地の条件」。

GL46 は、**2025年1月29日以前に設立された米国司法区域で設立した法人**を適用対象にしている。

従って、**日本本社、米国の支店・子会社を使わない日本企業の場合は GL46 の適用対象外**となる。日本本社、米国の支店・子会社を使わない日本企業がベネズエラ石油関連の取引をする場合は、原則として OFAC の個別ライセンスが必要になると理解できる。

POINT

加えて、GL46を適用する
ためには以下2条件
を満たす必要がある。

- ① 契約の準拠法を米国の法律にすること。
紛争時の裁判場所を
米国にする旨が契約
で謳われていること。
- ② 当該契約にかかる支
払いは米国政府が指
定する口座に入金す
ること。

もちろん米ドルを使用せず、米国企業（金融機関含む）を取引に一切関与せず、米国のシステムなども一切使用しないのであれば、そもそも米国が定める制裁の適用対象外だが、そのような取引をする企業は稀だろう。

実質的な選択肢としては、「**自社で OFAC のライセンスを取得する**」、「**管理業務の中で米国支店を関与させる**（米国企業を契約主体にする必要があるかどうかは要確認）」。ベネズエラ政府・PDVSA などと契約した「**GL46 適用対象になる米国企業**」「**個別ライセンスを受けている欧州系企業**」に財・サービスを提供する間接取引が考えられる。

2つ目は「契約の準拠法の条件」。

米国企業であれば、無条件に GL46 が適用できるわけではない。

GL46 を適用させるためには、ベネズエラ政府・PDVSA との契約の準拠法を米国法または米国内のいずれかの法域とする必要がある。加えて、紛争時の裁判は米国内で行う必要がある。つまり、ベネズエラ国内法を準拠法とする契約を交わした場合、米国企業でも GL46 の適用対象外になる。

なお、GL46 では上記の通り定めているが、ベネズエラ国内の石油事業に関連する契約の準拠法や裁判拠点をベネズエラ以外の国にすることがベネズエラの法律的に許容されるかは別問題だろう。

3つ目は「支払いの入金口座の条件」。

GL46 を適用する取引に関する支払いは、「**外国政府預託基金口座**」、または**米財務省が指定するその他の口座に支払う必要がある**。

外国政府預託基金口座は、大統領令で定められた特別口座である。

同口座に入金される資金は、ベネズエラ経済の発展と政治安定のために使用するため、ベネズエラ債権者が差し押さえ、司法手続きなどを講じることを禁止している（「[ベネズエラ・トゥデイ No.1317](#)」）。

外国政府預託基金口座の資金は、米国政府の強いコントロールを受けるが、ベネズエラ側としても債権者の差し押さえリスクなく使用ができるため、一定のメリットのある仕組みと言える。

POINT

中露・イラン・北朝鮮・
キューバ系企業が関与
している場合は GL46
の適用対象外。

GL46 は、米国政府が管
理する、米国のための
制裁ライセンスと言え
る。バイデン政権下で
発行した GL44(適用範
囲を限定しない) とは
大きく異なる。

なお、米国政府は外国政府預託基金口座に入金してくる企業を事前に把握していると考えるのが妥当だろう。従って、米国企業であっても取引の許可・不許可権をトランプ政権が握っていると理解できる。

つまり、米国企業であってもトランプ政権の事前許可なく、ベネズエラ政府・PDVSA と契約を交わすことはできないと思われる。

(3) GL46の明確な適用排除対象

この制裁ライセンスには明確に排除している対象がある。

それは、ロシア・中国・イラン・北朝鮮・キューバ系の企業である。

GL46 では、これらの国に属する人、法人が直接または間接的に関与する取引を禁止している。

また、債権のスワップ、GOLD による支払い、またはベネズエラ政府が発行または関与するデジタル通貨、デジタルコイン、デジタルトークンによる支払いを禁止している。

(4) 2023年の制裁ライセンスとは全くの別物

GL46 の発行はもちろん歓迎されるべき出来事であり、ベネズエラ石油産業の回復の大きな一歩となるだろう。ただし、GL46 は、2023年10月にバイデン政権が発行した制裁ライセンス GL44 と大きく異なる。

GL44 は、ロシアを除く全ての国の企業を対象とした制裁ライセンスであり、GL44 が発行されたことでインドの Reliance や中国の PetroChina などベネズエラとの原油取引を再開した ([「カントリーリスク・レポート No.327」](#) [「ベネズエラ・トゥデイ No.997」](#) [「No.1002」](#))。

一方、GL46 が対象としているのは米国企業である。且つ米国政府が指定する口座への入金を義務付ける形で、実質的に米国政府がベネズエラ石油産業の参入者をスクリーニングする仕組みになっている。

従って、GL46 は「世界に向けたベネズエラ石油産業の解放」ではなく、「米国企業ためのベネズエラ石油産業の解放」であり「米国政府主導の管理された限定的な再開」と言える。

POINT

3. 制裁ライセンス No.46 の日本語訳

米国財務省 外国資産管理局 (OFAC)

ベネズエラ制裁規則

制裁ライセンス No.46

ベネズエラ産原油に関する特定取引の許可

制裁ライセンス No.46
の日本語訳。米国法人によるベネズ
エラ産原油の引き揚
げ、輸出、再輸出、販売、
再販売、供給、保管、マ
ーケティング、購入、引
き渡し、輸送、当該原油
の精製に通常付随し、
かつ必要な取引を条件
付きで許可。

(a)本制裁ライセンスの(b)項に定める場合を除き、ベネズエラ制裁規則(VSR、31 CFR Part 591)によって禁止されている、ベネズエラ政府、PDVSA、またはPDVSAが直接または間接に50%以上の持分を保有する法人(以下「PDVSA関連主体」)が関与する取引を含んだ米国法人によるベネズエラ産原油の引き揚げ、輸出、再輸出、販売、再販売、供給、保管、マーケティング、購入、引き渡し、輸送、ならびに当該原油の精製に通常付随し、かつ必要な取引は、以下の条件を満たす限り許可される。

(1) ベネズエラ政府、PDVSA または PDVSA 関連主体とのあらゆる契約は、米国法または米国内のいずれかの法域の法律が準拠法となること、ならびに紛争解決は米国内で行われることを明記すること。

(2) ブロック対象者に対する支払いは、2026年1月9日付大統領令14373号で定められた「外国政府預託基金口座 (Foreign Government Deposit Funds)」、または米財務省が指定するその他の口座に対して行われること。

(a) 注 1: 本制裁ライセンスにおいて「確立された米国法人」とは、2025年1月29日以前に米国または米国内の法域に基づき設立された法人を指す。

(a) 注 2: (a) 項で認められる取引には、船舶のチャーター、海上保険および P&I (船主責任保険) の手配、港湾当局またはターミナル運営者 (ベネズエラ政府機関を含む) との港湾・ターミナル関連サービスの手配など、輸送および物流関連業務が含まれる。

また、商業的に合理的な条件に基づく原油、希釈剤、精製石油製品のスワップ取引による支払いも認められる。

POINT

ベネズエラ政府発行の
デジタル通貨等を使用
する取引は不可。

債務スワップ、GOLD
による支払いなども不
可。

米国以外の国へのベネ
ズエラ原油輸出は制裁
管轄当局に報告するこ
とが義務付けられる。

(b) 本制裁ライセンスは、以下の取引を許可しない。

1. 債務スワップ、GOLD による支払い、またはベネズエラ政府が発行または関与するデジタル通貨、デジタルコイン、デジタルトークン（ペトロを含む）による支払いなど、商業的に合理的でない支払条件。
2. ロシア、イラン、北朝鮮、キューバに所在する者、またはこれらの国の法に基づいて設立された組織、あるいはそれらの者あるいは法人が直接的・間接的に所有または合弁関係にある主体との取引。
3. 中華人民共和国の法に基づいて設立された組織、または中国に所在する者が直接・間接に所有・支配、もしくは合弁関係にある、ベネズエラまたは米国所在の法人が関与する取引。
4. ベネズエラ制裁規則に基づき凍結された資産の解除。
5. 制裁対象船舶が関与する取引。

(c) 本制裁ライセンスに基づき、米国以外の国へベネズエラ産原油を輸出、再輸出、販売、再販売、供給する者は、Sanctions_inbox@state.gov および VZReporting@doe.gov に対して、以下の情報を含む詳細な報告書を提出しなければならない。

- (1) 取引当事者
- (2) 数量、金額、最終仕向国
- (3) 取引実施日
- (4) ベネズエラ政府が関与する税金・手数料・その他支払い

(d) (c) で定める報告は、最初の取引実行日から 10 日以内に提出し、その後、取引が継続しているかぎり 90 日ごとに提出しなければならない。

制裁ライセンス第 46 号に関する注記： 本制裁ライセンスはいかなる者に対しても、米商務省産業安全保障局（BIS）を含む、他の連邦機関の要件を順守する義務を免除するものではない。

Bradley T. Smith
「外国資産管理局（OFAC）」局長

発効日：2026年1月29日

4. ベネズエラ債券・経済指標の増減(1月30日時点)

| 銘柄 | 利率 | 満期 | BID | ASK | 平均 | 先週比 |
|----------|--------|------------|-------|-------|-------|--------|
| 2018-I | 13.625 | 2018/8/15 | 40.30 | 44.60 | 42.45 | 5.20 |
| 2018-II | 13.625 | 2018/8/15 | 41.45 | 43.05 | 42.25 | 1.62 |
| 2018 | 7 | 2018/12/1 | 33.40 | 34.95 | 34.18 | 1.03 |
| 2019 | 7.75 | 2019/10/13 | 33.95 | 35.50 | 34.73 | 2.06 |
| 2020 | 6 | 2020/12/9 | 32.15 | 33.70 | 32.93 | △ 0.15 |
| 2022 | 12.75 | 2022/8/23 | 43.40 | 45.05 | 44.23 | 2.20 |
| 2023 | 9 | 2023/7/5 | 37.35 | 38.95 | 38.15 | 2.55 |
| 2024 | 8.25 | 2024/10/13 | 36.15 | 37.75 | 36.95 | 2.28 |
| 2025 | 7.65 | 2025/4/21 | 35.90 | 37.45 | 36.68 | 1.87 |
| 2026 | 11.75 | 2026/10/21 | 43.65 | 45.05 | 44.35 | 2.25 |
| 2027 | 9.25 | 2027/9/15 | 42.35 | 43.75 | 43.05 | 1.53 |
| 2028 | 9.25 | 2028/5/7 | 40.00 | 41.40 | 40.70 | 1.18 |
| 2031 | 11.95 | 2031/8/5 | 43.50 | 44.90 | 44.20 | 1.55 |
| 2034 | 9.375 | 2034/1/13 | 42.70 | 44.20 | 43.45 | 1.05 |
| 2038 | 7 | 2038/3/31 | 37.80 | 39.25 | 38.53 | △ 0.13 |
| 電力債 2018 | 8.5 | 2018/4/10 | 24.90 | 26.95 | 25.93 | 1.07 |

| | 利率 % | 満期 | BID | ASK | 平均 | 先週比 |
|-----------|---------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 2020 | 8.5 | 2020/10/27 | 100.70 | 102.60 | 101.65 | 0.02 |
| 2021 | 9 | 2021/11/17 | 35.65 | 36.10 | 35.88 | 1.70 |
| P 2022 | 12.75 | 2022/2/17 | 37.90 | 39.50 | 38.70 | 1.18 |
| D 2022(N) | 6 | 2022/10/28 | 25.90 | 27.40 | 26.65 | △ 1.48 |
| V 2024 | 6 | 2024/5/16 | 29.85 | 31.20 | 30.53 | △ 0.81 |
| S 2026 | 6 | 2026/11/15 | 29.80 | 31.20 | 30.50 | △ 0.89 |
| A 2027 | 5.375 | 2027/4/12 | 29.30 | 30.80 | 30.05 | △ 1.48 |
| 2035 | 9.75 | 2035/5/17 | 35.75 | 37.35 | 36.55 | 0.62 |
| 2037 | 5.5 | 2037/4/12 | 29.40 | 30.80 | 30.10 | △ 1.07 |

| | 百万ドル | 先週比 |
|------|--------|------|
| 外貨準備 | 15,215 | 7.81 |

| 為替レート | ボリ/ドル | 先週比 |
|----------------|--------|------|
| 両替テーブル | 370.25 | 4.13 |
| 並行レート(Binance) | 511.74 | 8.96 |

(出所) Avsecurity、ベネズエラ中央銀行、
Exchange Monitor

解説

ロイター通信が、「CIAは、ロドリゲス暫定大統領が中露、イランなど米国の仮想敵国との関係を完全に断つか疑問を持っている」と報じたことで、一時的に債券価格は下落した。

しかし、トランプ大統領による「ベネズエラ空域を解放する」との発言や「American Airlineのカラカス便再開の観測見通し」の報道もあり、債券価格は回復。

最終的にはベネズエラ国債は平均で先週比1.7%のプラス、PDVSA債は先週比0.25%のマイナスとなった。

また、外貨準備が先週比7.8%増と大きく増加している。米国からの外貨流入が増加していることが背景にあると思われ、ベネズエラにとってはポジティブな兆候と言えるだろう。

以上